

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【会社名】	株式会社日教販
【英訳名】	NIKKYOHAN CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河野 隆史
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽1丁目4番25号
【電話番号】	03(3814)2111 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記 において行っております。)
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	埼玉県戸田市上戸田4丁目2番33号
【電話番号】	048(441)9311
【事務連絡者氏名】	総務経理部長 岩淵 均
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 230,000,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月25日に当社の半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成22年6月18日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該半期報告書を組込情報とすること及び「第三部 追完情報 2 最近の業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

2 最近の業績の概要

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示してあります。

### 第三部【追完情報】

（訂正前）

#### 2 最近の業績の概要

(1) 第62期中間連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成22年3月31日）の業績の概要

平成22年5月17日開催の取締役会で承認された第62期中間連結会計期間（自平成21年10月1日至平成22年3月31日）の売上高及び営業利益の見込みは以下の通りであります。

尚、下記の数値は、半期決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人の中間監査を終了していないため中間監査報告書は受領しておりません。

また、売上高及び営業利益以外の指標については、現時点で算出することは困難であり、記載を行なうと却って投資家の判断を誤らせる恐れがあるため、記載しておりません。

売上高（百万円）	26,487
営業利益（百万円）	578

（訂正後）

全削除

## 第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自平成20年10月1日 至平成21年9月30日	平成21年12月22日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第61期)	自平成20年10月1日 至平成21年9月30日	平成21年12月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第61期)	自平成20年10月1日 至平成21年9月30日	平成22年1月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自平成20年10月1日 至平成21年9月30日	平成21年12月22日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第61期)	自平成20年10月1日 至平成21年9月30日	平成21年12月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第61期)	自平成20年10月1日 至平成21年9月30日	平成22年1月15日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第62期中)	自平成21年10月1日 至平成22年3月31日	平成22年6月25日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年6月18日

株式会社日教販

取締役会 御中

## K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 菊原 栄三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日教販の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日教販及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年6月25日

株式会社日教販

取締役会 御中

## K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 菊原 栄三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日教販の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日教販及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年6月14日の取締役会において第三者割当増資の募集を行うことを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年6月18日

株式会社日教販

取締役会 御中

## K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 菊原 栄三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日教販の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第61期事業年度の中間会計期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日教販の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年6月25日

株式会社日教販

取締役会 御中

## K D A 監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐佐木 敬昌 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 菊原 栄三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日教販の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第62期事業年度の中間会計期間(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日教販の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年6月14日の取締役会において第三者割当増資の募集を行うことを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。